

現 行	改定案
<p>【床副子】</p> <p>1 簡単なもの 650 点</p> <p>2 困難なもの 1,500 点</p> <p>3 著しく困難なもの 2,000 点</p> <p>[著しく困難なものの定義]</p> <p>イ 咬合床副子</p> <p>ロ 歯ぎしりに対する咬合床（アクチバトール式のもの）</p> <p>ハ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床（アクチバトール式で、医科の医療機関等からの診療情報提供の算定に基づく場合に限る）</p> <p>【床副子調整】（1 口腔につき）</p> <p style="text-align: right;">120 点</p> <p>注 1 については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の装着時又は装着後 1 月以内に、当該咬合床の製作を行った保険医療機関において、適合を図るための調整を行った場合に 1 回に限り算定する。</p>	<p>【床副子】</p> <p>1 簡単なもの 650 点</p> <p>2 困難なもの 1,500 点</p> <p>3 著しく困難なもの 2,000 点</p> <p>[著しく困難なものの定義]</p> <p>イ 咬合床副子</p> <p>ロ 歯ぎしりに対する咬合床（アクチバトール式のもの）</p> <p>ハ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床（アクチバトール式で、医科の医療機関等からの診療情報提供の算定に基づく場合に限る）</p> <p><u>ニ 摂食機能療法に伴う床（義歯）型口腔内装置（仮称）</u></p> <p>【床副子調整】（1 口腔につき）</p> <p style="text-align: right;">120 点</p> <p>注 1 については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床若しくは<u>摂食機能療法に伴う床（義歯）型口腔内装置（仮称）</u>の装着時又は装着後 1 月以内に、当該咬合床又は当該装置の製作を行った保険医療機関において、適合を図るための調整を行った場合に 1 回に限り算定する。</p>